

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定における主な意見

1 実施した会議

(1) 第8回新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会

開催日:令和6年8月19日

(2) 第1回新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定検討部会

開催日:令和6年9月3日

(3) 第2回新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施設整備マニュアル改定検討部会

開催日:令和6年11月14日

2 当日の主な意見

(1) 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂に伴うもの

- ・話し言葉によるコミュニケーションが困難な人の利用に配慮したインターホン等とはどういうことか。(No.1参照)

(2) 事前協議及び届出処理におけるこれまでの対応事例を踏まえたもの

- ・階段の一時避難スペースの踊場の表現をわかりやすくするように。(No.5参照)
- ・標識は大きいほうが見やすいように感じるが、10cmはやや小さいのではないか。(No.8、9参照)

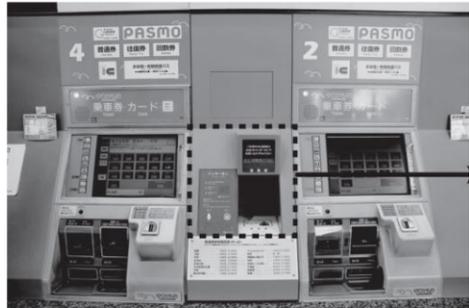
(3) コラム等の追加について

- ・施設整備マニュアルの第1部の導入で、環境の整備の重要性や合理的配慮を伝えたほうがよい。(No.11参照)
- ・ジェンダーレストイレについて、記載しないのか。(No.16参照)
- ・オストメイト対応設備の利用時間として「(30分～1時間)」と書いても良いかもしれない。(No.20参照)
- ・フラッシュライトがなぜ必要か考え方を記載したほうが良い。(No.23参照)

(4) その他

- ・ホームページで、PDFを掲載するほか、デジタルブックも併せて掲載するのが良い。(No.27参照)
- ・届出を早い時期に行い、少しでもユニバーサルデザインの建物を推進すること。(No.32参照)

(1) 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂に伴うもの					
No.	分類	回数	意見要旨	回答	修正案
1	券売機	第1回 部会	話し言葉によるコミュニケーションが困難な人の利用に配慮したインターホン等とはどういうことか。	ご質問の内容に回答します。 乗車券販売所で窓口が設置されていない場合、聴覚障害者等話し言葉によるコミュニケーションが困難な人の利用に配慮し、文字や映像等により案内できるインターホン等としています。	施設整備マニュアルに事例を掲載し、内容がわかりやすくするように配慮する。 別紙1 右上①頁 (4)公共交通施設編 参照 施設整備マニュアル新旧対照表2-430頁参照
2		第1回 部会	券売機について、高齢者等はモニター等の機能がついていても、説明がないとその存在自体を知らないため、すぐに窓口に並んでしまう。	ご指摘の通り対応いたします。 施設整備マニュアルの内容を変更し、モニター付きインターホンを券売機に設置した例等を紹介し、窓口以外の利用方法があることを紹介します。	
3		第1回 部会	券売機について、聴覚障害者等話し言葉によるコミュニケーションが困難な人の利用に配慮し、文字や映像により案内できるインターホン等の設備を設けた場合、標識等を活用し、聴覚障害者等が利用できることがわかるようにしてほしい。	ご指摘のとおり対応します。 施設整備マニュアルの内容を変更し、聴覚障害者等が利用できることがわかるような標識等を設置する旨を記載します。	
(2) 事前協議及び届出処理におけるこれまでの対応事例を踏まえたもの					
No.	分類	回数	意見要旨	回答	修正案
4	階段	第1回 部会	階段の一時待避スペースどこにあるかわからないため、わかるような措置をしてほしい。	ご指摘の通り対応いたします。 区は施設整備マニュアルの記載内容を変更し、階段の一時避難スペースの設置位置がわかるように、一時避難スペースの欄に標識および案内設備で設置位置を示すよう修正します。	記載内容を「◎一時避難スペースであることを、 標識や案内設備等 を活用して、分かりやすく表示する。」に修正する。 別紙1 右上②頁 (1)階段 参照 施設整備マニュアル新旧対照表2-46頁参照
5		第1回 部会	階段の一時避難スペースにおける踊場については「基準階に接する踊場」など定義が必要である。	ご指摘の通り対応いたします。 区は施設整備マニュアルの記載内容を変更し、階段の一時避難スペースにおける踊場の定義が分かるように修正します。	記載内容を「 階段の踊場（各階につながる部分） 」に修正する。 別紙1 右上②頁 (1)階段 参照 施設整備マニュアル新旧対照表2-46頁参照
6		第1回 部会	階段の一時避難スペース設置における階段の定義があいまいだと感じた。「避難階段」「特別避難階段」「一般階段」のどれを指しているのか明確にしたほうが良い。	ご指摘の通り対応いたします。 区は施設整備マニュアルの記載内容を変更し、階段の一時避難スペースにおける階段の定義が分かるように修正します。	記載内容を「 避難階段、特別避難階段などの階段 」に修正する。 別紙1 右上②頁 (1)階段 参照 施設整備マニュアル新旧対照表2-46頁参照
7		第1回 部会	階段の一時避難スペースの設置は用途、規模でどのように義務化されているのか。	ご質問の内容に回答します。 階段の一時避難スペースの設置は用途、規模に応じて義務化されていません。事前協議対象案件など、大規模の計画において、一時避難スペースの設置を要望しています。	
8	標識	第1回 部会	サインは大きいほうが見やすいように感じるが、10cmはやや小さいのではないか。	ご質問の内容に回答します。 窓口対応などで標識の大きさにおける設計者とのやり取りで苦慮したため、最低限の大きさを示したいと考えています。	記載内容を「 当該内容が容易に識別できる大きさ とすること。ただし、やむを得ない場合は10cm角以上とすることができる。」に修正する。 別紙1 右上③頁 (3)標識 参照 施設整備マニュアル新旧対照表2-138頁参照
9		第1回 部会	標識の大きさを「10cm角以上」という表現にすると、最低これだけ守ればよいと思われるのではないか。「利用者の属性等に配慮し、なるべく大きいサイズのものが望ましい」など追加してはどうか。	ご指摘の通り対応いたします。 施設整備マニュアルの内容を変更し、10cm角の大きさが最低限の基準であることが分かるようにします。	
10	案内設備	第1回 部会	案内設備については、「以内」とすると、極端に小さい案内設備が設置される懸念があるため、「程度」としたほうがよいのではないか。	ご指摘の通り対応いたします。 施設整備マニュアルの内容を変更し、極端に小さい案内設備が設置されないような表現に修正します。	記載内容を「 当該内容が容易に識別できる大きさ とすること。※JIS T 0922 触知案内板に定められている大きさ 100cm以内×60cm以内 また、「 文字の大きさの選択目安 」を参考にすること。」に修正する。 別紙1 右上③頁 (4)案内設備 参照 施設整備マニュアル新旧対照表2-141頁参照



③ コラム等の追加について														
No.	分類	回数	意見要旨	回答	修正案									
11	合理的配慮について	第2回部会	今後、建築の環境整備が足りないとする裁判で、運営者が訴えられる事例が出てくる可能性がある。 合理的配慮が必要ないような環境の整備が、建築設計において重要であることを、考え方として付け加えていただくと良い。 「環境の整備が合理的な配慮の提供に大切」ということを加えると良い。	ご指摘の通り対応いたします。 環境の整備が合理的な配慮の提供に大切である旨を追記いたします。	別紙1 右上④頁 合理的配慮について 参照									
12	合理的配慮について	第2回部会	施設整備になると移動障害者に対する配慮がメインだと思うので車椅子使用者のイラストも多いが、上肢障害者等それ以外の障害者の視点が欠けているマニュアルに感じる。 最終的には個別的な対応も必要だと思うので、不特定多数に対する配慮についても触れて欲しい。	ご指摘の通り対応いたします。 コラムにおいて、上肢障害者等それ以外の障害者もいて、環境整備以外での個別的な対応も必要となる旨記載します。	別紙1 右上④頁 合理的配慮について 参照									
13	緊急時の避難について	第2回部会	「緊急時の段差解消」のタイトルは、「緊急時の避難について」「車椅子避難」「障害者避難」などに変えた方がわかりやすいかもしれない。	ご指摘の通り対応いたします。 緊急時の避難についてにタイトルを変更します。	別紙1 右上⑤頁 緊急時の避難について 参照									
14	緊急時の避難について	第2回部会	階段避難車などの機器は、階段の形状が直線でないと使用できないなどの注意を書いておいたほうが良い。	ご指摘の通り対応いたします。 階段の形状により使用できない場合がある旨記載します。	別紙1 右上⑤頁 緊急時の避難について 参照									
15	多様化するトイレ	第1回部会	男女共用トイレについてもコラム等に記載してもよいのではないかと	ご指摘の通り対応いたします。 男女共用トイレについて、コラムで紹介いたします。	別紙1 右上⑥頁 多様化するトイレ 参照									
16		第1回部会	ジェンダーレストイレについて、記載しないのか。	ご指摘の通り対応いたします。 男女共用トイレとして、コラムで紹介いたします。また、東京都の施設整備マニュアルの改定内容と合わせて、区の施設整備マニュアルにおいて、男女共用トイレの設置が望ましい旨を追記いたします。	別紙1 右上⑥頁 多様化するトイレ 参照									
17		第2回部会	男女共用トイレについては、トイレは安全性の確認や犯罪率の増減などを踏まえた、多機能トイレは少数派の問題であり、発展途上であるということについての議論が必要です。 様々なトイレのタイトルを「多様化するトイレ」に変更したほうが良い。	ご指摘の通り対応いたします。 男女共用トイレについて、今後議論が必要であることを追記します。また、タイトルを多様化するトイレに変更します。	別紙1 右上⑥頁 多様化するトイレ 参照									
18		第2回部会	共用トイレについて、トランスジェンダーの性的な変更の過程にある場合はどちらかを選べるのが重要で、「男女共用トイレの方へ押し込めない」という意見もある。「自分が使いたいトイレを選べる」ということが重要なので、補足的な1文があると嬉しい。	ご指摘の通り対応いたします。 トイレについて、自分が使いたいトイレを選べるのが重要である旨記入します。	別紙1 右上⑥頁 多様化するトイレ 参照									
19		第2回部会	車椅子使用者の視点多いという話があったが、障害者は幅広く、高齢者のとくに認知症の視点についても次の改定にあるかもしれないが触れてもよいと感じた。	ご指摘の通り対応いたします。 トイレ利用において、認知症についても追記します。	別紙1 右上⑥頁 多様化するトイレ 参照									
20	メオイスト	第2回部会	オストメイト対応設備の利用時間として「(30分～1時間)」と書いても良いかもしれない。	ご指摘の通り対応いたします。 オストメイトの利用時間を具体的に記載します。	別紙1 右上⑥頁 オストメイトの利用方法について 参照									
21	色彩について	第2回部会	トイレの便座の後ろ側の壁や床と便器の色にコントラストをもたらすことで、自発的な排泄を喚起できることもある。 空間計画の中に色彩によるコントラストをもたらすと認知症の方の空間認識にも繋がることを書いても良いと思う。	ご指摘の通り対応いたします。 トイレなどにおいても色にコントラストを設けることで、空間認識につながる旨を記載します。	別紙1 右上⑧頁 色彩について 参照									
22	フラッシュライト	第1回部会	非常時におけるフラッシュライトはトイレだけではなく、廊下、階段にも設置していると安心である	ご指摘の通り対応いたします。 トイレ以外の部分におけるフラッシュライトも併せてコラムで紹介いたします。	別紙1 右上⑧頁 フラッシュライト(光警報装置)の設置 参照									
23	フラッシュライト	第2回部会	「なぜフラッシュライトが必要なのか」等の考え方や、「災害時は音の代わりに光でもお知らせします」など、意味がわかるような工夫が望ましいことが書いてあると良い。	ご指摘の通り対応いたします。 フラッシュライトの考え方を記載します。	別紙1 右上⑧頁 フラッシュライト(光警報装置)の設置 参照									
24	コラム全般	第2回部会	望ましいことがたくさんあるため、設計者が優先すべきことがわからない。 一時避難スペースが重要であれば太字にして下線をひく等の強弱をつけ、1つのコラムの中でもそこだけは絶対に読むような誘導策があると良い。	ご指摘の通り対応いたします。 コラムにおいて、を太字、下線を用いて、重要な部分が目につくように変更します。	別紙2 コラム全般 参照									
25	その他	第1回部会	車椅子使用者用駐車施設は、実際に狭くて利便が悪いといった意見を聞く。リウマチや関節に障害をお持ちの方など車椅子利用がない方や内部障害等で車椅子使用がない方が施設の近くに車を停めたい方もいると思うが、ここで記載する車椅子使用者駐車場の利用者は誰を対象としているか	ご指摘の内容は既に施設整備マニュアルの中に記載されています。 マニュアル現行 2-120頁 車椅子使用者用駐車場は車椅子利用者など身体の不自由な方を対象としています。また、身体が不自由な方、身体内部に障害のある方など利用する方は、優先区画を設け、利用するようマニュアルに掲載しています。	マニュアル現行 2-120頁 【図13.8】 駐車施設に設置する看板の記載例 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">車椅子使用者駐車施設</td> <td>車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行等に配慮が必要な人が利用できる区画</td> </tr> <tr> <td>マーク</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">     <必要に応じて> </td> </tr> <tr> <td>説明文</td> <td>この場所は、車椅子利用者など身体の不自由な方が利用する車両専用です。</td> <td>この場所は、身体の不自由な方、身体内部に障害のある方など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が利用する車両が優先です。</td> </tr> </table>		車椅子使用者駐車施設	車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行等に配慮が必要な人が利用できる区画	マーク		    <必要に応じて>	説明文	この場所は、車椅子利用者など身体の不自由な方が利用する車両専用です。	この場所は、身体の不自由な方、身体内部に障害のある方など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が利用する車両が優先です。
	車椅子使用者駐車施設	車椅子使用者ほど広いスペースを必要としない歩行等に配慮が必要な人が利用できる区画												
マーク		    <必要に応じて>												
説明文	この場所は、車椅子利用者など身体の不自由な方が利用する車両専用です。	この場所は、身体の不自由な方、身体内部に障害のある方など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が利用する車両が優先です。												

(4) その他					
No.	分類	回数	意見要旨	回答	修正案
26	全般	第8回審議会	施設整備マニュアルの冊子が厚く重たいと感じた。	ご指摘の内容を現在検討しております。区では、施設整備マニュアルを分冊にすることを検討しています。	
27		第8回審議会	ホームページで、PDFを掲載するほか、例えば出入口で検索するとそのページに飛んで見ることができるデジタルブックも併せて掲載するのが良い。	ご指摘の内容を現在検討しております。区では、施設整備マニュアルをデジタルブック化することを検討しています。	
28	便所	第1回部会	車椅子利用者用便房に設置される介助用ベッドが小さいと使いにくい。大きいサイズの介助用ベッドが設置されるようにしてほしい。	ご指摘の通り対応いたします。区は施設整備マニュアルの参考図に記載のある介助用ベッドの参考図を大きいサイズの介助用ベッドもあることが分かるように表現を変更し、大きいサイズの介助用ベッドが設置されるよう啓発していきます。	施設整備マニュアルの参考図に記載されている介助用ベッドの大きさを従来のものより大きいものがあることが分かるように表現を変更。 施設整備マニュアル新旧対照表2-93頁 【図8.13】折り畳み式介助用ベッドの例（幼児～大人まで：折り畳み収納型） 
29	エレベーター	第2回部会	緊急の際、エレベーターは、ドアの向こうが見える窓のついていると安心感がある。また、ライトやカメラ、モニター、文字などで状況を伝えてくれる装置がついていると助かる。	ご指摘の内容は既に施設整備マニュアルの中に記載されています。現行マニュアル 2-58頁 また、参考となる写真を掲載します。	現行マニュアルの記載内容「◎非常時における聴覚障害者のための配慮として、非常時聴覚障害者用ボタンを設けるとともに、視覚的情報伝達方法となる電子文字標識盤、聴覚障害者モニター、又はこれに代わるものを設置する。」 「◎籠内の防犯や事故等の安全確保のため、籠内が確認できるガラス窓を設置する。」 現行マニュアル 2-58頁 施設整備マニュアル新旧対照表 2-68頁  ①：SOSボタン ②：TVモニターでかご内に呼びかけ（監視室から状況確認） ③：係員が現場に向かっていることを表示するモニター
30	その他	第8回審議会	他の課との連携も図っていただきたい。危機管理課で「災害時要援護者登録名簿」があるので、そういう方に、帰場の一時待避スペースの情報や駐車場などの情報などを事前にお知らせしたりできると良い。	ご質問の内容に回答します。庁内連携の一環として、景観・まちづくり課では、庁内職員を対象としたユニバーサルデザインの研修を行い、ユニバーサルデザインの啓発に取り組んでおります。その他の取り組みについては、今後検討します。	
31		第8回審議会	作成しているコラムの内容をパワーポイント等で編集してHP等で気軽に視聴できるように普及啓発の工夫をしてはどうか。	ご質問の内容に回答します。現在作成中のコラムを施設整備マニュアルに掲載すること以外で普及啓発できるよう検討します。	
32		第2回部会	相談のタイミングが重要で、なるべく早くするよう第1部を書いておく。	ご指摘の通り対応いたします。第1部に届出等をなるべく早いタイミングで提出するよう記載します。	「条例に定められた日数にかかわらず、早めにご相談、ご提出をお願いします。」という内容を追記します。 施設整備マニュアル新旧対照表1-10頁参照
33		第2回部会	今後、建築の環境整備が足りないとする裁判で、運営者が訴えられる事例が出てくる可能性がある。合理的配慮が必要ないような環境の整備が、建築設計において重要であることを、考え方として付け加えていただくと良い。「環境の整備が合理的な配慮の提供に大切」ということを加えると良い。	ご指摘の通り対応いたします。第1部に合理的配慮の理念を記載します。	「令和3年に改正された「障害者差別解消法」では、店舗や飲食店等の事業者による障害のある方へ、物理的環境への配慮、意思疎通への配慮、ルール・慣行の柔軟な変更などの合理的な配慮が義務化されました。このため、建築の計画などにおけるユニバーサルデザインを考慮した環境の整備が、合理的な配慮の提供に大きな役割を担っています。」という内容を施設整備マニュアルの本文に追記します。 施設整備マニュアル新旧対照表1-13頁参照
34	第2回部会	コラムの参考文献が記載されているが、このページにQRコードでスマホ等で見れるようにするとよいのではないか。特にUDニュースはQRコードが載っていると使いやすいのではないか。	ご指摘の内容が反映できるよう検討します。コラムを精査し、掲載できるものにはQRコードで対応できるように検討します。		